

コープしが オリジナル傷害総合保険

組合員の声から生まれた

コープしがの

新団体傷害保険

(傷害総合保険) 家族みんな加入OK!! (何歳でもOK)

団体割引

30% 適用

LINE で保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

損保ジャパンの LINE 公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

ワイドな補償

こんなケガを補償します！



お風呂で転んでケガをした



お料理していてヤケドした



ケガ総合プラン

スポーツ中にケガをした



転んでケガをした



自転車補償プラン



交通事故でケガをした



自転車で転んでケガをした

いろいろ不安な世の中だからこそ、あなたと家族をまるごとささえる力になります。年齢制限なし、健康告知なしでご加入になりやすい！

POINT 1 ケガの治療費
さまざまなケガを補償！通院1日目からお支払いします。
※自転車補償プランについては、交通乗用具に起因する事故に限る

POINT 2 個人賠償責任補償
高額な損害賠償(2億円まで)に備えられます。自分で相手と交渉しなくて大丈夫！日本国内のみ示談交渉サービスがご利用いただけます。

POINT 3 無料電話相談
健康のこと医療のこと、介護に、メンタルヘルス。法律や税金のことまで。どこに相談していいかわからなくても大丈夫！「SOMPO 健康・生活サポートサービス」が無料でご利用いただけます。

POINT 1 基本補償(必須)

保険期間1年、団体割引30%

被保険者(補償の対象となる方)1名につき、「ケガ総合プラン」または「自転車補償プラン」のいずれか1プランのお申込みになります。

職種級別A級、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット※ケガ総合プラン

交通傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット※自転車補償プラン

POINT 2 オプション補償(任意選択)

月払保険料	ケガ総合プラン		自転車補償プラン
	840円		370円
補償内容	保険金額と概要		
通院保険金日額	2,000円	事故発生の日から1,000日以内、90日を限度	2,000円
入院保険金日額	4,000円	180日を限度	5,000円
手術保険金	2万円 8万円 16万円	外来の手術：入院保険金日額の×5倍 入院中の手術：入院保険金日額の×20倍 重大手術：入院保険金日額の×40倍	(外来の手術の場合)入院保険金日額の5倍 (入院中の手術の場合)入院保険金日額の20倍 (重大手術の場合)入院保険金日額の40倍
死亡・後遺障害保険金	後遺障害：死亡保険金額の4%~100% 死亡保険金：100万円※1	事故発生の日から180日以内に後遺障害の1級~14級 ケガが原因で事故発生の日から180日以内に死亡した時	300万円
被害事故保険金	3,000万円	犯罪・ひき逃げ等で死亡または後遺障害1級~4級	

月払保険料	130円
個人賠償責任補償	2億円 他人への損害賠償責任示談交渉サービス付(日本国内のみ)

被保険者範囲：①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人またはその配偶者の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

※1すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのコープしがの新団体傷害保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

〈サービスメニュー〉

- ◆健康・医療相談サービス
- ◆人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ◆専門医相談サービス(予約制)
- ◆介護関連相談サービス
- ◆医療機関情報提供サービス
- ◆法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- ◆メンタルヘルス相談サービス
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。
- ◆メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎりません。(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

株式会社タスのホームページからでもご覧いただけます。

タス コープ

検索

スマートフォンからはこちら



【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

当取扱代理店は6社の損害保険会社と4社の生命保険会社と代理店契約を結んでいます。

当取扱代理店では、お客さまへの保険商品募集に際して経営方針にてお勧めする商品を定めております。ご案内の商品は、以下の補償を希望される方にお勧めの商品です。

補償内容がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。ご意向に沿わない場合は取扱代理店タスまでお問い合わせください。

ケガと賠償責任の保険

このパンフレットではご案内しておりません

病気の保障

がんの補償

介護の補償

生命の保障

貯蓄(教育資金や老後の生活資金)

コープしがオリジナル団体傷害保険 加入依頼書 (職種別 A 級用)

この「加入依頼書」は職種別「A 級」専用です。職種別「B 級」の方は、専用加入依頼書をお送りしますのでご連絡ください。

生活協同組合コープしが御中

傷害総合保険 証券番号 912418K040

加入時の同意内容について 加入者は、募集文書または損保ジャパンの公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) に掲載の個人情報の取扱いを確認し、加入依頼書に記載の加入者以外の者 (被保険者等) より必要な同意を得たうえ、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。
【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

申込日	年 月 日	組合員コード	521	生協への口座登録	有・無
加入者 (組合員)	加入者ご署名欄 告知義務などの内容を確認し、個人情報の取り扱いに同意のうえ、加入を依頼します。	生年月日			
	フリガナ 署名欄	訂正	あり	性別	512 ①男 ②女
住所	フリガナ 〒52- 漢字 滋賀県	電話番号	504 - -	日中の連絡先 (携帯)	HG0 - -
受取人指定・被保険者同意別紙		517	9	あり (別紙添付)	

「被保険者」保険の対象となる方

被保険者氏名	600 フリガナ KD1 漢字	生年月日	603 ①明 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 年 月 日
組合員との続柄	VG2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族	同居別居の区分	①同居 ②別居
★職種	(当加入依頼書では加入できないご職業がございます。)		
被保険者番号	VG1	★他の保険契約等 (※)	会社名 () 保険種類 () 満期日 () 保険金額 () 入院保険金日額 () 通院保険金日額 ()
加入コース基本補償	保険料	基本補償+個人賠償	合計保険料 即時保険料
ケガ総合プラン	840 円 ⁸⁰⁰ A1	ケガ総合プラン+個人賠償	970 円 ⁸⁰⁰ A1A
自転車補償プラン	370 円 ⁸⁰⁰ 2	自転車補償プラン+個人賠償	500 円 ⁸⁰⁰ 1
		合計保険料	円 0

被保険者氏名	610 フリガナ KE1 漢字	生年月日 z	613 ①明 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 年 月 日
組合員との続柄	VK2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族	同居別居の区分	①同居 ②別居
★職種	(当加入依頼書では加入できないご職業がございます。)		
被保険者番号	VK1	★他の保険契約等 (※)	会社名 () 保険種類 () 満期日 () 保険金額 () 入院保険金日額 () 通院保険金日額 ()
加入コース基本補償	保険料	基本補償+個人賠償	合計保険料 即時保険料
ケガ総合プラン	840 円 ⁸¹⁰ A1	ケガ総合プラン+個人賠償	970 円 ⁸¹⁰ A1A
自転車補償プラン	370 円 ⁸¹⁰ 2	自転車補償プラン+個人賠償	500 円 ⁸¹⁰ 1
		合計保険料	円 0

保険期間	2025年 月 1日 ~ 2026年 1月 1日
今回お申込の合計保険料	円 0
★他の保険契約等	108 ① 109 ②
520	9 あり

センター使用欄 受付日 年 月 受付者 備考

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえに特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

もう一度ご確認ください。

(1) 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容 (保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと コープしがを脱退した場合、保険を継続できないこと

(2) ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください (告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

被保険者の「生年月日」 (または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

右記の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ケガ総合プランにご加入になる方のみご確認ください】

職種別別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種別別」は正しいですか。

職種別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者 (高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者 (バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。) の方等についてはお引き受けできません。

この「加入依頼書」では、お申込みになれません。専用依頼書をお送りしますので、恐れ入りますが取扱代理店 (タクス 0120-66-5525) までご連絡ください。

(3) お客さまにとって重要な事項 (契約概要・注意喚起情報の記載事項) をご確認ください。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

提出方法

加入依頼 (申込) 書に必要事項を記入のうえ、

郵送

もしくは

組合員担当者または生協のお店

にご提出ください。

申込み提出締切

毎月20日

(ご郵送の場合は 20 日必着)

保険始期日 (補償の開始日)

締切日の翌月 1 日

第 1 回保険料振替日

保険始期日の翌月 27 日

(通常は毎月 27 日、金融機関が休業の時は翌営業日) コープしがの商品代金等と合算での振替となります。

ご加入にあたって、生協への口座登録が必要です。まだの方はお申し出ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働者への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性のパートナー（※2）を含みます。（※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。（※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。（注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

(1)クーリングオフ

この保険は生活協同組合コープしがを保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

(2)ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。（告知事項）この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務【ケガ総合プランの場合】
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- * □頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

(3)ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 【ケガ総合プランの場合】
- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）、は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ケガ総合プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 【被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について】
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。
- 【重大事由による解除等】
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 【他の身体障害または疾病の影響】
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4)責任開始期

保険責任は、保険期間初日の午後4時に始まり、
*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

(5)事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

コープしが保険サービス
株式会社タクス 保険事業部
〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲972
営業時間／午前9時30分から午後5時まで（土・日曜休業）
0120-66-5525
FAX 077-588-5721

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
滋賀支店 法人支社
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3-20
受付時間／平日午前9時から午後5時まで
TEL 077-523-3185
FAX 077-522-2078

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 **0570-022808** 〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】 **0120-727-110** 受付時間 24時間365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。